

原規発第 1912271 号
20191129保第36号
令和 2 年 1 月 6 日

関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹 殿

原子力規制委員会

経済産業大臣 梶山 弘志

美浜発電所第3号機の一部使用承認について

2019年11月29日付け関原発第381号をもって申請がありました上記の件については、原子力発電工作物の保安に関する命令第18条第3号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

使用承認申請書(2019年11月29日付け関原発第381号)の「使用しようとする原子力発電工作物の概要」の欄に記載のとおり

2. 使用期間

自：2020年 1月10日

至：平成28年10月7日付け関原発第278号をもって届出があった原子力発電工作物に対する電気事業法第49条第1項の使用前検査の合格日

3．使用の方法

美浜発電所第3号機の炉内構造物取替工事に伴い発生する旧炉内構造物及び旧炉内構造物関連設備他廃棄物を保管するため、3号機設備のうち第1号機及び第2号機と共用しているB蒸気発生器保管庫（1・2・3号機共用）を使用する必要があり、一部工事が完了したB蒸気発生器保管庫（1・2・3号機共用）を平成28年10月7日付け関原発第278号をもって届け出た原子力発電工作物に対する、電気事業法第49条第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。